

■ 役員変更等の届出の手続について

NPO 法人の役員（理事・監事）は、役員変更等の届出に該当する事由があった場合は、静岡市に変更後の役員名簿（最新の役員名簿）を添えて、役員の変更等届出書を届け出なければなりません。

さらに、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く）には、新たに就任した役員の“就任承諾書の謄本及び役員の住所又は居所を証する書面（住民票等）”を静岡市に提出する必要があります。

なお、国内に住所を有し、住民登録の届出をしている方で、静岡市が住民基本台帳ネットワークを用いて住所又は居所の確認を行うことを希望する方については、住民票の添付を要しません。

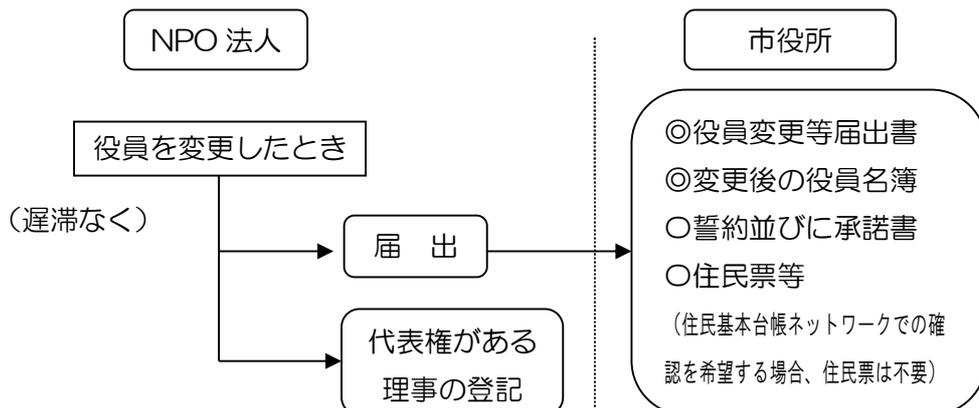
※住所又は居所を証する書面として住民票以外のものを使用する場合は、従来どおりの書面が必要となります。

提出時期 役員変更等の届出に該当する事由があった場合は、必要に応じて総会等で議決し、遅滞なく提出してください。

○ 提出書類

届出に該当する事由	提出書類のリスト
<ul style="list-style-type: none"> ・再任 ・任期満了 ・死亡 ・辞任 ・解任 ・住所又は居所の異動 ・改姓又は改名 ・役職変更 	①役員の変更等届出書 ----- ②変更後の役員名簿（最新の役員名簿）
<ul style="list-style-type: none"> ・新任 	①～②に合わせて、 ・役員の就任承諾及び誓約書の写し ・住民票等（条例第2条第2項で定める住所又は居所を証する書面） ※住民基本台帳ネットワークでの確認を希望する場合、住民票は不要 住民票以外の書面をもって確認をする場合は、従来どおりの書類を提出すること

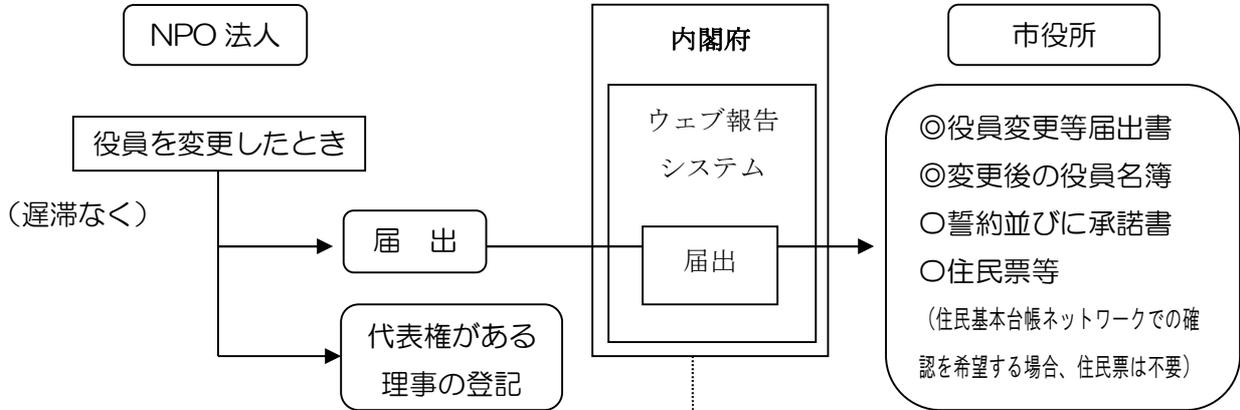
注意！ 代表権を有する理事の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じた時には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります。



○内閣府ウェブ報告システムを利用した際の手続

役員変更届出書の提出については、内閣府ウェブ報告システムを利用し、オンラインで提出することができます。

手続のフローについては、以下のとおりです。



詳細については、市ホームページをご覧ください。

(https://www.city.shizuoka.lg.jp/912_000215.html)



なお、利用方法に関するお問い合わせは以下のとおりです。

サポートデスク（内閣府）

- ・電話番号：0120 - 876 - 531
- ・受付時間：平日 9：30～18：15（12：00～13：00）を除く
※一部例外として土日対応日あり
- ・NPO法人情報登録（NPO法人限定）問合せフォーム
(<https://form.cao.go.jp/npo/opinion-0017.html>)

